

特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づく取組の実施状況の公表

1 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の趣旨

平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、地方公共団体は、自らも事業主（特定事業主）として、女性の活躍に関する状況の把握及び分析を行い、定量的な目標や取組内容を「特定事業主行動計画」として策定し公表することとなったため、女性活躍推進法に基づき、計画期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とした特定事業主行動計画を策定しました。

2 実施状況の公表

女性活躍推進法第19条第6項の規定に基づき、特定事業主行動計画に定める数値目標となっている、次の項目について実施状況を公表します。

(1) 一般職採用者の女性割合

令和元年度	令和2年度（目標）
40%	40%以上

(2) 男性職員の配偶者出産休暇取得割合

令和元年度	令和2年度（目標）
50%	100%

(3) 1人当たりの年超過勤務時間

令和元年度	令和2年度（目標）
213時間	300時間以下

(4) 年次有給休暇の平均取得日数

令和元年	令和2年（目標）
10.2日	10日

(5) 女性管理職登用

令和元年度	令和2年度（目標）
12.5%	13%以上